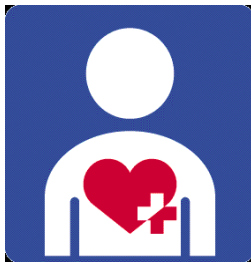


障がい者福祉のしおり



身体障害者手帳



○内容は簡単に説明してあります。

詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

○内容は原則令和5年4月1日現在で作成しています。

内容が変わることがありますのでご了承ください。



市原市役所 障がい者支援課

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

0436-23-9815 (直通)

0436-22-3325 (FAX)

目 次 (もくじ)

手帳の障害程度別による主な施策早見表... - 3 -

初めて身体障害者手帳を受け取った方へ... - 5 -

医 療 に 関 す る こ と..... - 7 -

重度心身障害者（児）医療費助成 - 7 -

後期高齢者医療適用の特例的扱い..... - 7 -

自立支援医療（更生医療）..... - 8 -

自立支援医療（育成医療）..... - 8 -

高額療養費の貸付..... - 9 -

指定難病医療費助成制度..... - 9 -

医療相談..... - 9 -

補装具など..... - 10 -

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付 - 10 -

住宅改造費の助成..... - 10 -

補装具費の支給..... - 11 -

日常生活用具の給付..... - 12 -

在宅人工呼吸器使用者非常用電源装置購入費補助金の交付 - 13 -

車いすの無料貸出..... - 13 -

年 金 ・ 手 当 ・ 貸 付... - 14 -

障害年金..... - 14 -

心身障害者扶養年金..... - 14 -

特別障害者手当（国の手当）..... - 15 -

障害児福祉手当（国の手当）..... - 15 -

特別児童扶養手当（国の手当）..... - 15 -

市原市福祉手当（市の手当）..... - 16 -

難病見舞金..... - 16 -

生活福祉資金貸付制度..... - 16 -

税 金 に 関 す る 制 度... - 17 -

所得税・住民税・相続税の控除..... - 17 -

自動車税（種別割及び環境性能割）の減免 - 17 -

公 共 料 金 等 の 減 免 な ど... - 18 -

NHK放送受信料の減免..... - 18 -

県水道料金の一部免除制度..... - 19 -

N T T 電 話 番 号 案 内 (1 0 4 番) 無 料 制 度 - 19 -

電話設置料の分割払い..... - 19 -

携帯電話の基本使用料等の割引..... - 19 -

お車を利用されている方へ..... - 20 -

障害者等用駐車区画利用証の交付... - 20 -

駐車禁止除外指定車標章の交付..... - 21 -

自動車運転免許の無料教習..... - 21 -

身体障害者の運転免許適性検査..... - 22 -

自動車教習所（身体障害者用車両あり）..... - 22 -

自動車運転免許取得費助成..... - 22 -

自動車改造費助成..... - 23 -

自動車購入資金貸付..... - 23 -

福祉カー（ゆうあい市原号）の貸出 - 23 -

交通機関の優遇..... - 24 -

有料道路通行料金の割引..... - 24 -

J R 鉄道運賃の割引..... - 26 -

バス運賃の割引..... - 26 -

航空運賃の割引..... - 27 -

タクシー 1 割引..... - 27 -

福祉タクシー乗車券..... - 27 -

リフト付ワゴンタクシーの運行..... - 28 -

住 ま い に 関 す る こ と... - 29 -

市営住宅の入居..... - 29 -

県営住宅の優先入居..... - 29 -

就 労 に 関 す る こ と... - 30 -

就職支度金支給..... - 30 -

千葉障害者職業センター..... - 30 -

障害者高等技術専門学校による職業訓練 - 30 -

ハローワークによる就労支援..... - 31 -

障害者を対象とした就職面接会	31 -
障害者就業・生活支援センター	31 -
在宅・施設サービス（障害者総合支援法に基づく制度） ...	32 -
生活のサポート ...	34 -
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	34 -
中核地域生活支援センター「いちほら福祉ネット」	34 -
いちほら生活相談サポートセンター（市原市委託事業）	35 -
市原市基幹相談支援センター	35 -
地域包括支援センター（地区福祉総合相談センター）	36 -
重度心身障害者入浴援護	38 -
紙おむつ給付	38 -
ふれあい給食サービス	38 -
緊急通報装置	39 -
身体障害者補助犬の給付	39 -
災害時・緊急時のサポート ...	40 -
避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度	40 -
いちほら救急医療情報キットの配布	41 -
児童の制度 ...	42 -
児童施設通所	42 -
児童施設入所	42 -
障害種別制度の紹介 ...	43 -
◆視覚障害の方の制度	43 -
◆聴覚障害の方の制度	45 -
◆音声機能障害の方の制度	48 -
◆膀胱・直腸機能障害の方の制度 ...	48 -
団体・交流 ...	49 -
各種イベント	49 -
身体障害者相談員	50 -
市原市心身障害者福祉団体連絡協議会	51 -
その他 ...	52 -

朗読奉仕員・点訳奉仕員の養成	52 -
手話奉仕員養成講座の開催	52 -
市原市ボランティアセンター	52 -
青い鳥はがきの無料配布	52 -
障がい者に関するマークについて	53 -
市内の施設・公共相談機関	55 -
市施設利用料金減免	57 -
主な官公庁等の連絡先	60 -



てちょう しょうがいてい どべつ おも し さ く は や み ひ ょ う
手帳の障害程度別による主な施策早見表

制 度 名		障害程度（等級）						担当窓口・ 利用方法	頁
		1	2	3	4	5	6		
医 療	重度心身障害者医療費助成	△	△					障がい者支援課	7
	後期高齢者医療適用の特例的扱い	△	△	△	△			国民健康保険課高齢者医療係	7
	自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	△	障がい者支援課	8
補装具等	住宅改造費の助成	△	△						10
	補装具の交付（貸与）・修理	△	△	△	△	△	△		11
	日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△		12
手当・年金	障害年金	各加入年金事業所へお問い合わせください							14
	心身障害者扶養年金	△	△	△				障がい者支援課	14
	特別障害者手当・障害児福祉手当	△	△						15
	特別児童扶養手当	△	△	△	△				15
	市原市福祉手当	△	△	△	△				16
税金	所得税・住民税の控除	●	●	●	●	●	●	税務署/市民税課	17
	自動車税・自動車取得税の減免	△	△	△	△	△	△	県税事務所	17
	軽自動車税の減免	△	△	△	△	△	△	市民税課	17
各種料金割引	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	NHK千葉放送局	18
	県水道料金の一部免除制度	△	△					県水お客様センター	19
	携帯電話の割引	●	●	●	●	●	●	各携帯電話会社	19
	有料道路通行料金の割引	△	△	△	△	△	△	障がい者支援課	24
	JR鉄道運賃の割引	△	△	△	△	△	△	手 帳 提 示	26
	バス運賃の割引	●	●	●	●	●	●		26
	航空運賃の割引	●	●	●	●	●	●		27
	福祉タクシー券	●	●	△					障がい者支援課
	避難行動要支援者に関する制度	△	△	△				40	

● …該当します。 △…年齢（所得制限）等の条件があります。

身体障害者手帳の見方

身 体 障 害 者 手 帳			
※写真 縦4cm×横3cm			
	①→ 千葉県第 11111号		
	②→ 令和3年3月3日 交付		
	氏名 市原 いち		
	生年月日 昭和33年3月3日		
千	葉	県	
障 害 名	身体障害者等級 表による級別	③ 1 級	
疾病による右上肢機能全廃（2級） 心筋梗塞による家庭内での日常生活活動が著しく 制限される心臓機能障害（3級） 再認定年月令和8年7月		④ ⑤	
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	第 1 種身体障害者	⑥	
障 害 種 別			
本人の欄 現 住 所 本 籍 千葉県 市原市 ⑦			
備考 障害追加 令和4年7月7日 ⑧			

部 位		等 級
視覚	視力	1～6級
	視野	2～5級
聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく機能障害	聴覚	2～6級
	平衡	3・5級
	音声	3・4級
	言語	
	そしゃく	
肢 体	上肢	1～7級
	下肢	
	体幹	1～3・5級
	脳原性 上肢 移動	1～7級
内 部	心臓	1・3・4級
	じん臓	
	呼吸器	
	膀胱	
	直腸	1～4級
	小腸	
	免疫 肝臓	

- ① 手帳の番号です。
- ② 千葉県において初めて手帳が交付された日付です。
- ③ 障がいの等級です。この等級が何級であるかによって、受けられるサービスが決まっています。

- ④ 障がいの内容です。この障がい内容によって受けられるサービスが決まっています。
- ⑤ 障がい程度に変化が予想され、再認定が必要な方のみ、再認定を受けるべき年月が記載されています。
- ⑥ 第1種か第2種かによって、鉄道料金減額、有料道路割引の利用条件が異なります。
- ⑦ 現住所が記載される欄です。転居等で住所が変更になるときは、障がい者支援課までお越しください。
- ⑧ 再交付年月日や、千葉県以外の手帳で以前に所持していた手帳の内容が記載されます。

はじ　　しんたいしょうがいしゃてちょう　　う　　と　　かた 初めて身体障害者手帳を受け取った方へ

◆氏名または居住地（住所）を変更した場合には

身体障害者手帳の記載内容を変更する必要があります。障がい者支援課で手続きをしてください。（住民票の届出などとは別に手続きが必要となります。）

注意：手続きをしないと各種通知文がご自宅に届かなくなりますのでご注意ください。

◆手帳を紛失または破損した場合には

身体障害者手帳の再交付申請を行うことができます。障がい者支援課に、顔写真1枚（縦4センチ×横3センチ）をお持ちください。ご連絡いただければ、必要書類を郵送いたします。

なお、顔写真はカラー・白黒・スナップ写真の切り抜きのいずれでもかまいません。

◆障害の程度変更または障害の追加をする場合には

障害の程度が重くなったり、軽くなったり、または新たな障がい部位が発生した場合、程度変更や障害追加の手続きをすることができます。その場合、指定医が作成した身体障害者診断書・意見書及び顔写真1枚をご用意ください。ご連絡いただければ、必要書類を郵送いたします。（手続きをしても利用できる制度が変更前と変わらないこともあります。）

◆お亡くなりになった場合、または障害の程度が手帳の基準に該当しなくなった場合には

手帳をお返しいただきますので、障がい者支援課窓口までお越しください。

ご連絡いただければ、必要書類を郵送いたしますので、必要事項を記載の上、身体障害者手帳を同封してご郵送ください。

◆市原市外へ転出した場合には

転出先の市区町村の福祉事務所または障害福祉担当窓口での手続きが必要となります。手続き方法については、転出先の福祉事務所または障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

◆市のホームページ・広報いちはらをご覧ください

手帳をお持ちの方が利用できる制度に変更があったときは、市のホームページや広報いちはらなどでもお知らせしています。内容についてのお問合せは障がい者支援課までお願いします。

また、広報いちはらは毎月1日に発行しています。広報いちはらの利用については、シティプロモーション推進課にご相談ください。

シティプロモーション推進課 23-9821

◆難病患者の方

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称「障害者総合支援法」）の施行に伴い、平成25年4月以降は、対象疾病に該当する難病患者は、身体障害者手帳をお持ちでなくても、市が必要と認める支援（「障害福祉サービス等（※）」）が受けられます。詳しくは障がい者支援課へお問い合わせください。

※ 障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業の一部
（障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む）

「障がい者福祉のしおり」の見方

このしおりは、障がい者福祉の制度に限らず手帳をお持ちの方が関係してくる様々な制度について紹介しています。

じりつしえんいりょう 自立支援医療（更生医療）	事前に 相談	18歳 以上
----------------------------	-----------	-----------

こちらには、利用条件等ご注意いただきたいことが書いてあります。ここに書いてあること以外にも、細かな利用条件等ありますので、ご不明の場合は、遠慮なくお問い合わせください。

こうきこうれいしゃいりょう とくれいてきあつか 後期高齢者医療の特例的扱い	問合先 国民健康保険課高齢者医療係 電話 23-9886
--	---------------------------------

こちらに問合先が書いてあるものは、障がい者支援課の制度ではありませんが、手帳をお持ちの方に関係する制度なので紹介しています。直接問い合わせることができます。

い り ょ う か ん 医 療 に 関 す る こ と

じゅうどしんしんしょうがいしゃ 重度心身障害者（児）	じ いりょうひじょせい 医療費助成	1・2 級	年齢条 件あり
-------------------------------	----------------------	-------	------------

身体障害者手帳 1・2 級所持者(児)に対し、下記の条件に該当する場合に医療費の助成を行います。

対 象 者	65 歳未満で身体障害者手帳 1・2 級を取得した方 ※中学 3 年生までは子ども医療費制度で対応			
助 成 対 象	医療保険適用の医療費の自己負担額（医療保険から高額療養費や付加給付金等が支給される場合はそれを差し引いた額）			
所 得 制 限	受給者（手帳所持者）と同じ医療保険に加入している方全員の市民税所得割額の合計が 23 万 5 千円未満の方（特例・例外あり）			
自 己 負 担 金	市民税所得割	通院	入院	調剤
	課税	1 回 300 円	1 日 300 円	0 円
	非課税	0 円	0 円	0 円
	※ 入院時食事療養費・医療保険適用外の診療等は助成対象外			
助 成 方 法	医療機関等で受給券を提示し自己負担金のみを支払う現物給付と、一度自己負担をした後、領収書により申請する償還払いがあります。			

こうきこうれいしゃいりょうてきょう とくれいてきあつか 後期高齢者医療適用の特例的扱い	問合先 国民健康保険課高齢者医療係
	電話 23-9886 FAX 24-8620

通常、75 歳以上の方に交付される「後期高齢者医療被保険者証」を、65 歳から利用することができます。

【対象者】身体障害者手帳 1～3 級、4 級の一部（音声、言語、下肢（一部））

国民年金証書 1・2 級（障害基礎年金等）

【手続き】身体障害者手帳、健康保険証を持参のうえ申請

じりつしえんいりょう 自立支援医療（更生医療）	事前に 相談	18 歳 以上
----------------------------	-----------	------------

自立支援医療制度は、障害を除去・軽減するための特定の医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。指定医療機関にて、18歳以上の方が利用することができます。また、医療費の自己負担は原則1割となり、同一の加入医療保険を単位とした世帯の市町村民税の課税状況によって、月の負担上限額が設定された受給者証が発行されます。

対象者や適用される医療の範囲は以下のとおりとなっています。

※ 医療内容や所得状況等によって対象とならないことがあります。

事前にご相談ください。

対象となる医療とその条件	心臓手術・関節手術・白内障手術・人工内耳など	手帳所持者本人及び同一の健康保険に加入している方の市民税所得割額の合計が23万5千円未満の場合のみ対象になります。自己負担上限月額は所得状況により異なります。
	じん臓機能障害（透析、抗免疫治療など） 肝臓機能障害（抗免疫治療など） 免疫機能障害（抗 HIV 治療など） 小腸機能障害（中心静脈栄養法など）	手帳所持者本人及び同一の健康保険に加入している方の市民税所得割額の合計が23万5千円以上の方についても経過的特例措置により対象となります。自己負担上限月額は所得状況により異なります。

じりつしえんいりょう 自立支援医療（育成医療）	事前に 相談	18 歳 未満
----------------------------	-----------	------------

疾病を放置すると将来にわたり機能障害を残す場合、確実に治療効果が期待できると判断される18歳未満の方について、医療費の助成が受けられるものです。また、身体障害者手帳の有無は問いません。

指定された病院での医療についてのみ利用することができます。

※ 医療内容や所得状況等によって支給対象とならないことがあります。

事前にご相談ください。

対象となる疾患	(1) 視覚障害によるもの
	(2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
	(3) 音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障害によるもの
	(4) 肢体不自由によるもの
	(5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能障害によるもの
	(6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの（（5）に掲げるものを除く）
	(7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

こうがくりょうようひ かしつけ 高額療養費の貸付	問合先
	下記を参照してください。

高額療養費の支払いが困難な方に対して、資金の貸付制度があります。

国民健康保険 後期高齢者医療保険	市原市社会福祉協議会 24-0011 FAX: 22-3031
上記以外	ご加入中の健康保険組合等にお問合わせください。

していなんびょういりょうひじょせいせいど 指定難病医療費助成制度	問合先 千葉県市原健康福祉センター
	電話 21-6391 FAX 22-8068

指定難病の治療費を公費で負担してもらえる制度です。

この制度は、指定難病医療費助成制度といい、対象疾病は、原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国（厚生労働省）が指定している333疾病になります。

なお、スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルトヤコブ病に限る）については、「特定疾患治療研究事業」という制度で公費負担されます。

いりょうそうだん 医療相談	問合先 県庁健康福祉部医療整備課内 医療安全相談センター
	電 話 043-223-3636

医療や医療従事者の対応に関する相談、医療機関や相談窓口に関する案内などを行っています。受付：平日 午前9時～午後5時まで

ほ
補

そう
装

ぐ
具

な

ど

しょうにまんせいとくていしっぺいじどうとうにちじょうせいかつようぐ きゅうふ
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

事前に
相談

在宅の小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、身体障害者手帳の制度を利用できない方について、日常生活用具が必要不可欠と認められる場合に給付されます。

用具の種類	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、歩行支援用具、電気式たん吸引器、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具（蓄便袋）、ストーマ装具（蓄尿袋）、人工鼻
-------	--

- ※ 用具ごとに給付条件があります。詳細は障がい者支援課までお問い合わせください。
 ※ 本人、ご家族の市民税額に応じて自己負担があります。

じゅうたくかいぞうひ じょせい
住宅改造費の助成

下肢・体幹１・２級
視覚１・２級

事前に
相談

重度障害者に適した住宅に改造する際、または下記の介護機器を設置する際に費用の一部を助成します。

- ※ 改造・設置の前に、必ず障がい者支援課にご相談ください。改造・設置後の支給はできません。また、本人が入院または施設に入所されている場合、申請できません。

対象者	肢体（下肢・体幹２級以上）・視覚（２級以上）	
改造箇所	玄関・台所・廊下・居室・浴室・便所等	
介護機器	簡易移し変え機・便座昇降機・風呂昇降機・段差解消機・階段昇降機は工事費のみ	
助成額	改造費及び設置費の半額（非課税世帯５０万円その他３０万円を限度）	
条件	所得制限	障害者及びその同居の家族のうち、最多収入者の当該年度（４月から６月までの間に申請する場合にあっては、前年度分）の市民税の所得割額が年間１６万円未満であり、世帯員全員が滞納していないことが条件です。
	その他	住宅の新築・全面改築または増築に伴い行われる改造は対象になりません。申請前に工事に着手または完了している改造に対しても同様です。

介護保険と共通するサービスは、介護保険が優先されます。（１３ページ参照）

ただし、介護保険で対象外となっている工事箇所については助成対象となる場合があります。

ほ そうぐ ひ しきゅう 補装具費の支給	事前に 相談	所得条 件あり
--------------------------	-----------	------------

身体障害者(児)・難病患者等の日常生活の能力向上を図り、失われた部位、障がいを受けた部分を補うために用いられる装具等の購入、修理又は借受けに要する費用を支給します。

補装具の品目によっては、千葉県障害者相談センター等で行う判定会への出席や医療機関が作成する医師意見書が必要なケースもあります。

※ 購入・修理・借受けの申請をする前に、必ず障がい者支援課にご相談ください。購入・修理・借受け後の支給はできません。

※ 借受けについては、借受けが適切であると認められた場合に限りです。

肢体	義手・義足・下肢装具・体幹装具・車いす（下肢2級または体幹3級以上）・歩行器・歩行補助つえ（1本つえを除く）・座位保持装置・カーシート
視覚	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡（視野欠損障害のみは矯正眼鏡の支給不可）
聴覚	補聴器・人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
内部	車いす（下肢2級または体幹3級以上と同等の歩行障がいがある場合） ※心臓および呼吸器機能障害の方が対象です。
その他	重度障がい者用意思伝達装置（最重度）※習得期間が必要となります。

※上記以外にも種類があります。詳しくは障がい者支援課へお問い合わせください。

また、補装具費の支給を受けるためには下記の所得制限があります。

18歳以上の障害者	本人と配偶者の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいないこと
18歳未満の障害児	障害児の同一世帯員に市民税所得割額が46万円以上の方がいないこと

※ 原則として費用の1割を負担していただきますが、所得状況に応じて自己負担上限が設定されています。また、市民税所得割額が0円の世帯の場合には自己負担金助成の制度があります。

介護保険と共通するサービスは、介護保険が優先されます。（13ページ参照）

保険適用となる補装具を作った場合

保険適用となる補装具を購入したとき、補装具代金の全額を支払ってから、医師の証明書・領収書等を添えて健康保険組合等に申請すると、保険適用に換算した金額が払い戻しされます。申請方法については、ご加入の健康保険窓口にお問い合わせください。

市原市国民健康保険の方：国民健康保険課 電話 23-9804

後期高齢者医療保険の方：国民健康保険課（高齢者医療係） 電話 23-9886

上記以外の健康保険の方：保険証を確認し、ご加入の健康保険組合へ問合せ

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
日常生活用具の給付

事前に
相談

在宅の重度身体障害者等に対し、日常生活の向上を図るための用具を給付します。用具によっては取付工事費の一部を助成します。

※ 購入の申請をする前に、必ず障がい者支援課にご相談ください。購入後の支給はできません。

【等級の記載のない用具は、1・2級手帳所持者が対象です。】

全ての障がい	火災警報器・自動消火器 ※いずれも火災発生の感知・避難が著しく困難な方のみ（単身世帯かそれに準じる世帯である場合に限ります）
上肢	インテリキー・ジョイスティック及び周辺機器・特殊便器
下肢 体幹	便器・特殊マット(1級のみ)・特殊寝台・特殊尿器(1級のみ)・入浴担架・体位変換器・訓練いす・入浴補助用具(等級問わず)・1本つえ(等級問わず)・収尿器(等級問わず)・移動用リフト・手すりやスロープ(等級問わず)・床ずれ防止用マット・簡易浴槽
視覚	ポータブルレコーダー・視覚障害者用時計・点字タイプライタ・電磁調理器・視覚障害者用体温計・視覚障害者用体重計・視覚障害者用拡大読書器(眼鏡装着型を含む6級以上)・点字器(6級以上)・点字図書・ICタグレコーダー・点字ディスプレイ・地デジ対応ラジオ・音声式クッキングスケール・視覚障害者用血圧計・音声式色彩判別装置
聴覚	聴覚障害者用屋内信号装置・聴覚障害者用通信装置(6級以上)・聴覚障害者用情報受信装置(6級以上)・点字ディスプレイ
呼吸器	電動式たん吸引機、ネブライザー(いずれも3級以上、またはそれと同程度の障がいがあり必要と認められる場合)・酸素ボンベ運搬車(在宅酸素療法を実施している方)
その他	透析液加温器(腎臓3級以上)・携帯用会話補助装置(音声、言語、肢体のいずれかが6級以上で発声・発語に著しい障害のある方)・頭部保護帽(平衡、下肢、体幹のいずれかが6級以上)・人工喉頭(喉頭摘出による音声または言語4級以上)・ストマ用装具(ぼうこうまたは直腸4級以上)・紙オムツ(脳原性運動機能障害の方) ※パルスオキシメーター(難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な方)

※上記以外にも種類があり、用具ごとに耐用年数が設定されていて、耐用年数を経過しないと再給付はできません。詳しくは障がい者支援課へお問い合わせください。

※日常生活用具の給付を受けるためには下記の『所得制限』があります。

18歳以上の障害者	本人と配偶者の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいないこと
18歳未満の障害児	障害児の同一世帯員に市民税所得割額が46万円以上の方がいないこと

※ 原則として費用の1割を負担していただきますが、市民税所得割額が0円の世帯の場合には自己負担金助成の対象となります。

介護保険と共通するサービスは、介護保険が優先されます。(13ページ参照)

ざいたく じんこう こきゅうき しょうしゃ ひじょうよう でんげん そうち 在宅 人工 呼吸器 使用者 非常用 電源 装置 こうにゅうひほ じょきん こうふ 購入費補助金の交付	事前 相談	所得条 件あり
---	----------	------------

日常的に在宅で人工呼吸器を使用しているへ非常用電源装置の購入費の一部を補助します。

対象者	市内在住で生命・身体機能の維持のため、日常的に人工呼吸器を使用する在宅生活者
所得制限	ア 補助対象者が18歳以上であるとき 補助対象者及びその配偶者 イ 補助対象者が18歳未満であるとき 補助対象者と同一世帯に属する者 上記の方それぞれの市民税所得割額が46万円未満。
交付対象	ア 被保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯：補助対象経費の10分の10 イ 市町村民税所得割課税世帯：補助対象経費に10分の9を乗じて得た額 ただし、その額が60,000円を超えるときは、60,000円を限度とする。
申請方法	申請書に同意書、領収書、人工呼吸器の使用が確認できるもの等を添えて提出して下さい。
対象となる 発電器	ポータブル電源（蓄電池） 定格出力が300W以上のもの 蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置
くるま 車いすの無料貸出	問合先 姉崎保健福祉センター（アネッサ）電話62-8601
	所在地 〒299-0118 市原市椎津1131番地

旅行等で、一時的に短期間（一週間程度）だけ車いすを使用する場合、既製品の車いすを無料で貸し出しています。申込み・手続きの詳細は市原市福祉会館まで直接お問合せ下さい。

かいごほけん たいしょうしゃ 介護保険の対象者について

障害者等の福祉サービスと介護保険とで共通するサービスは、介護保険が優先になります。

身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当して要介護等の認定を受けた方は、介護保険サービスの対象者となります。

- ・65歳以上で要介護等の状態にある方
- ・40歳以上65歳未満で特定疾病（16疾病）により要介護等の状態となった方

介護保険の対象となった方は、介護保険サービスから利用していただくことになります。

詳しくは、高齢者支援課（TEL 23-9873）へお問い合わせください。

ねんきん・てあてかしつけ 年金・手当・貸付

しょうがいねんきん 障害年金	問合先
	下記を参照してください

【障害基礎年金】

次の期間に初診日がある病気やけがにより、障害の状態になり、日常生活に制限を受ける状態になったときに支給されます。詳しくは国民年金室（市原市役所第1庁舎1F）にお問い合わせください。

- ① 国民年金の被保険者期間中
- ② 被保険者の資格喪失後（60歳以上65歳未満）で日本国内に住所を有するとき
- ③ 20歳前（国民年金の被保険者になる前）

※ ただし、一定の保険料納付要件を満たしていること（20歳前に初診日のある方は除く）が必要です。

【障害厚生年金】

厚生年金加入中に、病気やけがで、政令に定める障害程度となった時（病気やけがで最初に病院にかかった日から1年6カ月経過した日、または症状が固定した日）に障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が障害厚生年金の障害等級（1級～3級）に該当しない場合、保険料の一定納付があるときは障害手当金（一時金）が支給されます。

【問合先】※初診時点の加入年金制度により異なります。

厚生年金加入者	ねんきんダイヤル（年金相談）	0570-05-1165
3号(扶養者)	木更津年金事務所	0438-23-7616
共済組合加入者	各共済組合	
上記以外の方	国民年金室（市原市役所第1庁舎1F）	0436-23-9805

しんしんしょうがいしゃふようねんきん 心身障害者扶養年金	1～3級 保護者65歳未満
--	------------------

心身障害者(児)を扶養している保護者を加入者として、毎月掛金を払い込み、加入者に万一のことがあった場合に、残された心身障害者(児)に終身一定の年金を給付するものです。20まで加入できます。

加入条件	身体障害者手帳1～3級の所持者その他同程度と認められる障害者・障害基礎年金受給者を扶養している65歳未満の健康な方
掛金月額	加入時の加入者の年齢により、9,300円～23,300円(1口あたり)。 加入者の年齢が65歳を越え、かつ掛け金の払い込み期間が <u>20年以上</u> になった場合は掛け金の払い込みが免除されます。
年金月額	2万円(2口加入の場合、4万円)
弔慰金の支給	1年以上加入した後、心身障害者(児)が保護者より先に死亡した場合、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当 (国の手当)	20歳以上	1級・2級の一部
----------------------------------	-------	----------

下記に該当する方は特別障害者手当の受給の可能性があります(申請が必要です)。
手当の振込月は年4回(2月・5月・8月・11月の各10日頃)となります。

対象者	身体障害者手帳1級程度の障がい重複(例：上肢と下肢がそれぞれ1級)かつ日常生活に常時の特別介護を要する20才以上の方
所得	所得制限があります。
その他	施設入所者、継続3ヶ月超入院中の方は対象外です。

しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当 (国の手当)	20歳未満	1級・2級の一部
--------------------------------	-------	----------

下記に該当する方は障害児福祉手当の受給の可能性があります(申請が必要です)。
手当の振込月は年4回(2月・5月・8月・11月の各10日頃)となります。

対象者	身体障害者手帳1級もしくは2級の一部またはそれと同程度以上で日常生活に常時の介護を要する20才未満の方
所得	所得制限があります。
その他	施設入所者は対象になりません。

とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当 (国の手当)	20歳未満
----------------------------------	-------

20歳未満の重度障がい児で下記に該当する児童を扶養する保護者に受給の可能性があります(申請が必要です)。振込月は年3回(4月・8月・11月の各11日頃)となります。

対象者	身体障害者手帳1～3級相当の障がいを有し施設に入所していない児童
-----	----------------------------------

※所得制限があります。その他状況等により支給されないことがあります。

いちはらしふくしてあて し てあて 市原市福祉手当（市の手当）	年 齢 条 件あり	等 級 条 件あり	所 得 条 件あり
---	--------------	--------------	--------------

手帳所持者で下記に該当する方は、手当を受給できます(申請が必要です)。障害程度・年齢により額が異なります。振込月は年2回(3月末と9月末)となっています。

対象者	身体障害者 手帳所持者	等級	年齢	支給額(月額)
		1 級 2 級	年齢制限なし	8, 000円
		3 級	20歳未満	5, 000円
		4 級	20歳未満	3, 500円
		身体障害者手帳1～2級でかつ、療育手帳④～A2を所持している20歳未満の方		11, 000円
	6ヶ月以上ねたきりの20歳以上65歳未満の方で、介護保険制度を利用されていない方。身体障害者相談員または民生委員の証明を必要とします。身体障害者手帳の有無及び等級は問いません。			8, 000円
その他	障がい者支援課で申請を受け付けた月の分から支給されます。施設入所者（児）及び特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当受給者は対象外です。※所得制限があります。			

なんびょうみまいきん 難病見舞金	問合先 保健福祉課
	電話 23-9768

原因が不明であって、治療方法が確立していない指定難病患者等又はその保護者に対し、見舞金を支給します。年額30, 000円。

千葉県から「特定医療費（指定難病）受給者証」「特定疾患医療受給者票」「千葉県小児慢性特定疾患医療受給券」「先天性血液凝固因子障害等受給者証」の交付を受けている方を対象として、市原市から年1回の見舞金を支給しています。

せいかつふくししきんかしつけせいど 生活福祉資金貸付制度	問合先 市原市社会福祉協議会
	電話 24-0011 FAX 22-3031

障害者手帳をお持ちの方を対象に、必要な資金を低利で貸し付ける制度です。なお、要件等がありますので、資金種類、制度内容については、上記問合先に直接お問合せください。

税金に関する制度

しょとくぜい 所得税・ じゅうみんぜい 住民税・ そうぞくぜい 相続税の控除 こうじょ	問合先 下表をご参照ください。
--	--------------------

税金の控除が受けられる場合がありますので、以下の問合先に確認のうえ申告してください。

区分	対象者	備考
所得税 市県民税	身体障害者手帳を所持する 方、またはその障がい者(児) を扶養する方	○所得税及び相続税 千葉南税務署 電話 043-261-5571 ○市県民税 市民税課 電話 23-9811
相続税	相続人が障がい者の方	

じどうしゃぜい 自動車税（ しゅべつわりおよ 種別割及び かんきょうせいのうわり 環境性能割） げんめん の減免	問合先 下表をご参照ください。
--	--------------------

障害のある方を乗せるために利用される自動車等、または障害のある方が使用するために利用される自動車等について、一定の条件に該当する場合は、申請により自動車税等の減免を行う制度を設けています。

この制度は、身体障害者等1人につき1台の自動車に限られます。

手帳所持者の移動のために自動車を利用していない場合は減免対象になりません。

手続先及び問合先	
・自動車税(種別割) ・自動車税(環境性能割) ・軽自動車税(環境性能割)	市原県税事務所 電話 0436-22-2171 FAX 0436-22-2178
・軽自動車税(種別割)	市民税課（手続先は第2庁舎1階市税総合窓口） 電話 0436-23-9811

こうきょうりょうきんとう げんめん
公 共 料 金 等 の 減 免 な ど

エヌエイチケイほうそうじゅしんりょう げんめん N H K 放 送 受 信 料 の 減 免	問合先 NHK千葉放送局 ナビダイヤル 043-203-0700
---	-------------------------------------

全額免除

以下のいずれも該当する場合、NHK放送受信料が全額免除されます。

① 世帯員の全員が市町村民税非課税である。

② 世帯員のうち、身体障害者手帳を所持する方がいる。

※ 世帯分離をしている場合でも、住居及び生計をともにする場合は同一世帯として判断します。(放送受信規約第2条第3項)

半額免除

身体障害者手帳の所持者本人が世帯主であり受信契約者であり、以下のいずれかに該当する場合、NHK放送受信料が半額免除されます。

① 視覚障害者または聴覚障害者（等級問わず）

② 総合等級が1級または2級（障害種類問わず）

【手続き方法】

◆ 障がい者支援課または各支所でお手続きをする場合

身体障害者手帳と印鑑を用意して、窓口にて書類の記入後に申請してください。

◆ 郵送でお手続きをする場合

障がい者支援課にお問い合わせください。全額・半額の条件に当てはまると判断した場合、ご自宅に書類を送付します。

申請書がNHKに届いた月からが減免の対象となります。

【その他】

① 毎年NHKより現況調査があり、免除基準に該当しなくなった場合は、受信料が発生いたしますのでご了承下さい。

② 住所または契約者の変更や、身体障害者手帳を所持する方が死亡した場合はNHKに直接ご連絡ください。

けんすいどうりょうきん いちぶめんじょせいど 県水道料金の一部免除制度	問合先 県水お客様センター
	電話 0570-001-245
	FAX 043-272-3333

申請により県水道料金の一部が免除されます。

【免除対象者等】

- 1 身体障害者手帳（1級又は2級の障害に限る）の交付を受けた方がいる世帯
- 2 世帯又は同居の方の中に、当年において市町村民税（所得割）を賦課された方のいない世帯

※ 均等割のみ賦課の場合は対象です。また、当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況で同様に取り扱います。

【免除の手続】

- 1 県水お客様センターにご連絡し、手続書類をお取り寄せください。
- 2 届いた手続書類に必要事項を記入してください。
- 3 障がい者支援課までお持ちください。要件に該当する旨を証明いたします。
- 4 証明を受けた手続書類を、県水お客様センターに郵送してください。
- 5 免除の決定は、県水お客様センターが行います。

エヌティーティーでんわばんごうあんない NTT 電話番号案内(104番)無料制度	問合先 NTT ふれあい案内
	電話 0120-104-174

あらかじめ申請することにより、NTT 104の電話番号案内を無料で利用できます。。

【対象者】

身体障害者：身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する方

- 視覚障害1～6級
- 肢体不自由1・2級（下肢障害は除く）

でんわせっちりょう ぶんかつぱら 電話設置料の分割払い	問合先 NTT千葉支店
	電話 116
	FAX 0120-218-116

電話の設置料を1年以内、12回以内の範囲で分割して支払うことができます。

けいたいでんわ きほんしりょうりょうとう わりびき 携帯電話の基本使用料等の割引	問合先
	各携帯電話事業者

携帯電話の基本使用料や付加機能使用料等の各種料金が割引となる場合があります。

割引の実施の有無および割引の対象となるサービスの範囲や割引率が事業者により異なります。詳しくは携帯電話事業者にお問い合わせください。

くるま りよう かた お車を利用されている方へ

しょうがいしゃとうようちゅうしゃく かくりようしょう こうふ 障害者等用駐車区画利用証の交付

障がいや怪我などにより歩行が困難と認められる方が、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画へ駐車しやすくなるよう、「障害者等用駐車区画利用証」を交付します。

利用証の交付を希望される場合は、「ちば障害者等用駐車区画利用証交付申請書」に記入し、市へ申請してください。（郵送による申請を希望される場合、送付先は「千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課」となります。詳しくはお電話（０４３－２２３－３９２４）でお問い合わせください。）

◎交付対象者◎

区 分				交付基準	必要書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4級以上	身体障害者手帳	無期限 （対象者としての基準に該当しなくなるまで）
	聴覚障害			3級以上		
	平衡機能障害			5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上		
		下肢		6級以上		
		体幹		5級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2級以上		
			移動機能	6級以上		
内部障害（心臓機能障害等）			4級以上			
知的障害者		Aの2以上		療育手帳		
精神障害者		1級のみ		精神障害者保健福祉手帳		
けが人等		歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方		医師の診断書等及び身分証明書		必要と認める期間 （原則1年以内）

※上記以外の方でも対象になる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。

対象者	問い合わせ先	電話番号
難病患者	保健福祉課	23-9768
高齢者等	高齢者支援課	23-9814
妊産婦	子ども福祉課	23-9802
	子育てネウボラセンター（主に母子手帳交付時）	23-1215

※「利用証」をお持ちの方が、対象となる駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。他の対象者の方が駐車されているなど、利用できない場合があります。

ちゅうしゃきんじょがいしていしゃひょうしょう こうふ 駐車禁止除外指定車標章の交付	問合先 市原警察署
	電話 41-0110
	問合先 南総幹部交番
	電話 92-0049

身体障害者手帳の交付を受けている方であり、歩行困難な方等が自動車を運転される場合や自動車に同乗する場合で、やむを得ない場合に、駐車禁止区域でも駐車できる標章が交付されます。

【条件について】

障害の部位や程度等によって条件あります。障がい者支援課で配布している別紙パンフレットで確認ができます。

【手続きに必要な書類について】

事前に市原警察署（南総・加茂・光風台地区にお住まいの方は南総幹部交番）にお問い合わせください。

【その他】

公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所や、車庫代わりに駐車・長時間駐車では使用できません。

じどうしゃうんてんめんきょ むりょうきょうしゅう
自動車運転免許の無料教習

身体障害者の方が自動車運転免許を取得する場合、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」で運転教習が無料で受けられます。

【対象者】

18歳以上の身体障害者で次の1.2.3.のすべてにあてはまる方

- 1 公共職業安定所に求職登録をしている方
- 2 運転免許試験場の運転適性検査に合格した方
- 3 身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方

【問合先】

身体障害者運転能力開発訓練センター「東園」

〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 （月曜定休）

TEL：048-481-2711 FAX：048-481-6578

（注）教習期間は3ヶ月で、宿泊施設（有料）もあります。

しんたいしょうがいしゃ うんてんめんきよてきせいけんさ

身体障害者の運転免許適性検査

身体に障害のある方が自動車の運転免許を取得しようとする場合、運転適性検査を受ける必要があります。適性検査の結果によって、その障害に応じた条件が示され、その条件にあった自動車で運転免許試験を受けることになります。既に運転免許を持っている方についても、免許条件が必要な障害を負った場合は、その都度、運転適性検査が必要になります。

問合せ	所在地	電話
千葉県運転免許センター	〒261-8560 千葉市美浜区浜田 2-1	043-274-2000
流山運転免許センター	〒270-0144 流山市前ヶ崎 217	04-7147-2000

じどうしゃきょうしゅうしょ しんたいしょうがいしゃようしゃりょう

自動車教習所（身体障害者用車両あり）

問合せ：

各自動車教習所にお問い合わせください

下記の教習所では、標準的な身体障がい者用の車両を所有しており、身体障がい者の運転教習を行っています。

名称	所在地	電話
千葉県自動車練習所	〒264-0012 千葉市若葉区坂月町 308	043(237)0401
津田沼自動車教習所	〒274-0824 船橋市前原東 3-11-1	047(472)5291
松戸自動車教習所	〒270-2241 松戸市松戸新田 253	047(363)8191
野田自動車教習所	〒278-0007 野田市金杉字窪上 2318	0471(25)5105
東園自動車教習所	〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46	048(481)2711
鴨川自動車教習所	〒296-0044 鴨川市広場 854	0470(92)0894

じどうしゃうんてんめんきよしゅとくひじょせい

自動車運転免許取得費助成

事前に
相談

18歳
以上

1～4
級

身体障害者が自動車運転免許を取得する場合、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。ただし、第1種普通自動車免許に限ります。

また、免許取得後の助成はできませんので、事前にご相談ください。

【対象者】

身体障害者手帳1級～4級（障害種別なし）で、道路交通法に規定する受験資格がある方

【助成額】

普通自動車免許取得に直接要した費用の3分の2です。ただし、10万円が限度です。

※申請年度内に免許を取得することが必須条件となります。

じどうしゃかいぞうひじょせい 自動車改造費助成	事前に 相談	18歳 以上	1～2 級
-----------------------------------	-----------	-----------	----------

下肢、上肢または体幹に障害を有する1、2級の障害者の方で、自動車を自ら所有し運転される方が、ハンドルやアクセルおよびブレーキ等の一部を改造する必要がある場合、助成を受けられます。改造後の助成はできませんので、事前にご相談ください。

また、運転免許証に『手動式に限る』等の限定条件の記載がある方が対象です。

※ 改造は、原則として、運転免許センター適性相談室の適性検査の結果付される条件に基づくものとなります。

※ 申請年度内に改造が終了する事が必須条件となります。

【助成額】

一件あたり10万円まで

じどうしゃこうにゆうしきんかしつけ 自動車購入資金貸付	問合先 市原市社会福祉協議会
	電話24-0011 FAX22-3031

身体障害者が自ら運転する自動車、または身体障害者と生計を同一にする者が、専ら身体障害者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入する場合や改造する場合等、その資金を低利(年1.5%)で200万円を限度として貸し付けます。なお、身体障害者が就職しようとするとき、その障がいのため公共の交通機関を利用することができず、自動車に頼らざるをえないときにも、自動車購入資金の貸付が受けられます。

ふくし 福祉カー(ゆうあい市原号)の貸出	いちはらごう かしだし	問合先 市原市社会福祉協議会
		電話24-0011 FAX22-3031

電動リフト付きワゴン車の貸出を行っています。

【申請できる方】

- 1 市原市内在住の心身障害者(児)及び高齢者(65歳以上)
- 2 社会福祉団体及び社会福祉施設
- 3 社会福祉ボランティア

【貸出料金】

無料です。ただし、使用した燃料(ガソリン)は、返還するときに補給してから返却。

【貸出期間】

原則4日以内です。ただし、特に必要と認められる場合は、延長することもできます。

【利用の申込方法】

社協窓口または電話にて利用日を予約してください。

貸出日には利用される本人(身体障害者)の印鑑、身体障害者手帳等と運転される方の運転免許証をご持参ください。

こうつうきかん ゆうぐう
交通機関の優遇

ゆうりょうどう ろつうこうりょうきん わりびき
有料道路通行料金の割引

1種・2種

有料道路の障害者割引を受けたい場合は、車両の登録有無にかかわらず、事前に申請手続きが必要となります。

対象者等	車両を事前登録する場合	障害区分	運転手	対象車両の所有者
		第1種の身体障害者手帳所持者	障害者本人が運転する場合、介護者が運転する場合（本人が同乗）いずれも割引	本人又は配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族 (注)どちらも所有していない場合は継続して日常的に介護している方
		第2種の身体障害者手帳所持者	障害者本人が運転する場合のみ割引	本人又は配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族
	車両を事前登録しない場合	障害区分	運転手	対象車両
		第1種の身体障害者手帳所持者	障害者本人が運転する場合、介護者が運転する場合（本人が同乗）いずれも割引	親族や知人等の所有車両、レンタカー、車検時の代車、タクシー、福祉有償運送車両等
		第2種の身体障害者手帳所持者	障害者本人が運転する場合のみ割引	親族や知人等の所有車両、レンタカー、車検時の代車
登録後の利用方法	車両を事前登録する場合	ETC 利用の場合は ETC レーンを無線通行時に割引を適用		
		ETC 利用しない場合は料金支払時に身体障害者手帳を提示		
	車両を事前登録しない場合	割引登録申請のうえで、料金支払時に身体障害者手帳を提示（ETC 無線通行はできません。）		

有効期限	原則として申請した日から2回目の誕生日が有効期限です。 有効期限の2ヶ月前から更新の手続きができます。		
必要書類	車両を事前登録する場合	ETCを利用しない場合	1 身体障害者手帳(現物) 2 自動車検査証(写し可) ※電子車検証の場合は、電子車検証(原本)と自動車検査証記録事項(紙に印刷されたもの) 3 運転免許証(第2種の身体障害者の方のみ。写し可)
		ETCを利用する場合	上記3点に加え、下記をご持参ください。 1 ETCカード(障害者本人名義のもの・対象者が18歳未満の場合は親権者または未成年後見人名義のETCカードでも可) 2 ETC車載器セットアップ申込書・証明書 ※更新・変更手続きの際、ETCカードやETC車載器管理番号が前回の申請から変更がない場合は不要。
	車両を事前登録しない場合		1 身体障害者手帳(現物) 2 運転免許証(第2種の身体障害者の方のみ。写し可)
備考	制度に関する問い合わせ先 首都高速道路 お客様センター 電話 03-6667-5855 ETC 割引に関する問い合わせ先 有料道路 ETC 割引登録係 電話 045-477-1233 (平日 9 時～17 時)		

ジェイアールてつどううんちん わりびき J R 鉄道運賃の割引	1 種・2 種
---	---------

J Rのほか、私鉄も適用される場合があります。

割引適用者		対象乗車券類	割引率	備考
第 1 種 障害者	本人のみ	普通乗車券	5 割	片道 100km をこえる区間で適用
	本人+介護者	普通乗車券	5 割	
		定期乗車券	5 割	
		回数乗車券	5 割	
		普通急行券	5 割	
第 2 種 障害者	本人のみ	普通乗車券	5 割	片道 100km をこえる区間で適用
12 歳未満の 第 2 種障害者	介護者のみ	定期乗車券	5 割	介護者とともに利用するとき適用

※障害者手帳を提示してキップを購入してください。

※障害者と介護者がご利用になる場合、同一区間の乗車券類を購入できます。

※J R線と私鉄線等他の鉄道会社をまたがる区間は、1 枚で発売できる範囲が予め決められています

うんちん わりびき バス運賃の割引

割引対象者	割引の種類	割引率	備考
身体障害者本人	普通乗車	5割	運賃支払いの際、手帳を運転手に提示してください。
	定期乗車券	3割	
介護者	普通乗車	5割	運転者が介護者の必要を認めた場合
	定期乗車券	3割	

※ 詳しくは各バス会社、もしくは運転手におたずねください。

こうくうんちん わりびき 航空運賃の割引	12 歳以上
-------------------------	--------

利用対象者（12 歳以上）	割引の種類	割引率
「本人のみ」または「本人と介護者」	国内定期路線	各航空会社の規定による割引率

※詳しくは、各航空会社へおたずねください。

※航空券購入の際は、手帳を提示してください。なお、正規運賃が対象です。

タクシー 1 割引 わりびき	問合先 千葉県タクシー協会事務局
	電話 043-307-7002 FAX 043-307-7003

身体障害者手帳の提示により 1 割引が受けられます。各タクシー会社が実施しているため、適用されるか必ず乗務員に確認してください。

ふくし じょうしゃけん 福祉タクシー乗車券	1・2 級 3 級の一部
--------------------------	-----------------

重度の障害のある方がタクシーを利用した場合、運賃の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳 1・2 級または、下肢・体幹・移動・視覚・じん臓(人工透析者)いずれかの障害による 3 級所持者(児)もしくは、65 歳以上のねたきりの状態にある高齢者でその旨を高齢者支援課に登録されている方
利用枚数	年間 100 枚(身体障害者手帳にじん臓機能障害の記載があり、人工透析療法を受けている方は年間 250 枚)
助成額	上限額 800 円（1 回の乗車につき 1 枚のみ使用可） ※ 800 円未満の場合は、その金額が助成されます。
利用方法	手帳を提示のうえ、福祉タクシー利用券を運転手に渡すと、上限額 800 円が割引されます。
対象となる タクシー	- 千葉県タクシー協会市原支部・千葉支部に加入しているタクシー会社 - その他市と契約しているタクシー事業者（個人タクシー、介護タクシーを含みます。） ※ 障がい者支援課で福祉タクシー券を利用可能な事業者一覧表を配布しています。
その他	タクシー 1 割引制度との併用ができます。手帳の提示により 1 割引になった後、残りの金額に対し、福祉タクシー券の制度が適用されます。

つき リフト付ワゴンタクシーの運行 うんこう	問合せ先 各タクシー会社
---	------------------------------------

ねたきりや車いすの方で、通常のタクシーを利用できない方のために、寝台や電動リフト付ワゴンタクシーの運行を行っています。リフト付ワゴンタクシーを所有しているタクシー会社については、障がい者支援課で一覧表を配布していますので、お申し付けください。

※ 利用方法 直接タクシー会社に予約してください。市原市福祉タクシー事業の協力業者については、福祉タクシー券が使用できます。その場合の助成金額は、利用1回につき助成金額800円を上限とし、乗車料金800円未満の場合は、その金額が助成されます。



す ま い に 関 す る こ と

し え い じ ゅ う た く に ゆ う き ょ 市営住宅の入居	問合先 市原市 住宅政策課 電話 23-9841
--	-----------------------------

身体障害者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が1級から4級の方が入居予定世帯員にいる世帯については、優遇世帯として、定期募集の際、一般世帯よりも当選の確率が高くなるよう配慮しています。

定期応募の受付は年4回、4月・7月・10月・1月の1日～15日に行われる予定です。（空室のない住宅についての募集は行われません。）

また、一部の住宅では、年間を通じて常時募集を行っています。

け ん え い じ ゅ う た く ゆ う せ ん に ゆ う き ょ 県営住宅の優先入居	問合先 千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課 電話 043-222-9200
--	--

身体障害者手帳の1級から4級の方が入居予定世帯員にいる世帯については、特枠世帯として、一般世帯よりも当選の確率が高くなるよう配慮しています。

応募の受付は年4回、4月・7月・10月・1月の1日～15日に行われる予定です。（空室のない住宅についての募集は行われません。）

居住地を変更した場合の手続き → 5ページ参照

就 労 に 関 す る こ と

しゅうしょくしたくきんしきゅう 就職支度金支給	事前に 相談	期限 あり	1 ～ 4 級
----------------------------	-----------	----------	------------

就職（一般就労）し、同一事業所に6ヶ月以上継続して雇用される見込みがある方に対し、就職支度金（2万円）を支給します。

対象者	身体障害者手帳1～4級所持者
条件	手帳取得後、就職（一般就労）し、同一事業所に6ヵ月以上継続して雇用される見込みがあり、過去に本制度の支給を受けていない方
申請方法	就職した日から1年以内に申請書及び事業主発行の就職証明書(いずれも指定用紙)を提出してください。
支給金額	1人 20,000円

ちばしょうがいしゃしよくぎょう 千葉障害者職業センター	問合先 千葉障害者職業センター
	電話 043-204-2080
	FAX 043-204-2083

就労を目指す障害者の方や、障害者の雇用を考えている事業主の方を対象に、就職や雇用、職場定着に関する支援・サービスを提供しています。

相談などは予約制になりますので、事前にお電話かFAXでお問い合わせください。
Webサイト <http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/chiba>

しょうがいしゃこうとうぎじゅつせんもんこう 障害者高等技術専門学校による職業訓練	問合先 千葉県立障害者高等技術専門学校
	電話 043-291-7744
	FAX 043-291-7745

千葉県立障害者高等技術専門学校では、障害のある方を対象として、各人の能力に応じた職業訓練や、求職活動支援、就労継続のためのアフターケアなどを行っています。

見学や体験入校も可能ですので、事前にお問い合わせください。
Webサイト <http://shogisen.ec-net.jp/>

は ろ ー わ ー く ハローワークによる就 労 支 援	しゅうろうしえん 問合先 下記参照
---------------------------------	----------------------

ハローワークでは、障害者の方のために専門の職員・相談員を配置し、求職から就職後のアフターケアまで一貫した支援を行っています。

ハローワーク 千葉南	最寄駅：ＪＲ蘇我駅	電話 ０４３－３００－８６０９ ＦＡＸ ０４３－３００－８６２２
ハローワーク 千葉	最寄駅：京成線新千葉駅、Ｊ Ｒ千葉みなと駅など	電話 ０４３－２４２－１１８１ ＦＡＸ ０４３－２０４－６１８８

※ 地区ごとの管轄がありますので、事前にＷｅｂサイトなどでご確認ください。

Ｗｅｂサイト <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/hw/anteisyo.html>

しょうがいしゃ たいしょう 障害者を対象とした就 職 面接会	しゅうしょくめんせつかい 問合先 下記参照
-----------------------------------	--------------------------

県内各地のハローワーク主催により、障害者と事業主による合同就職面接会が行われます。

ハローワーク千葉南	電話 ０４３－３００－８６０９	ＦＡＸ ０４３－３００－８６２２
ハローワーク千葉	電話 ０４３－２４２－１１８１	ＦＡＸ ０４３－２０４－６１８８

しょうがいしゃしゅうぎょう 障害者就 業 ・生活支援センター	せいかつしえん せん た ー 問合先 下記参照
-----------------------------------	----------------------------

障害のある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とし、公共職業安定所や社会福祉施設等と連携しながら障がいのある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練の斡旋をします。千葉県では地域によって１５か所を指定しており、市原市ではふる里学舎地域生活支援センターが指定されています。

ふる里学舎 地域生活支援センター	電話 ０４３６－３６－７７６２	ＦＡＸ ０４３６－３６－７６１２
------------------	-----------------	------------------

ざいたく しせつ
在宅・施設サービス（しょうがいしゃそうごうしえんほう障害者総合支援法もとに基づくせいど制度）

◆ないようどんな内容？

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス・地域生活支援事業
があります。利用を希望される方は障がい者支援課までご相談ください。
介護保険の対象者は介護保険制度が優先されます。

◆ほうもんけい訪問系サービス

在宅で利用する訪問や通所のサービスです。

給付の種類	名称	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助などをします。
	行動援護	行動が困難で常に介護が必要な人に、介助や外出時の移動の補助などをします。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合に、短期間、施設で入浴、排せつ、食事等の介助をします。
	重度障害者等包括支援	介護が必要な程度が非常に高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	同行援護	視覚障害者の移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援や、排泄・食事等の介護支援を行います。

◆にっちゅうかつどうけい日中活動系サービス

入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護などを提供します。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上の訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、生産活動の機会の提供、能力の向上の訓練などを行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	企業に就職した人を対象に、利用者相談、企業訪問、関係機関等との連絡調整を一体的に実施します。

◆^{きょじゅうけい}居住系サービス

入所施設等で住まいの場としてサービスを行います。

給付の種類	名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事などの介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助	一人暮らしの人に、定期的な居宅訪問、情報提供や助言を行います。

◆^{ちいきせいかつしえんじぎょう}地域生活支援事業

市区町村や都道府県が実施する事業です。

名称	内容
移動支援	屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出移動を支援します。
日中一時支援	施設などで行う一時的な預かりで、宿泊を伴わないものです。
地域活動支援センター	地域において、雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。
生活サポート	日常生活に関する指導・支援(生活、身上その他について必要な相談、助言など)や、家事に関する指導・支援(調理、衣類の洗濯及び補修、住宅の掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物など)を行います。

せい かつ 生 活 の サ ポ ー ト

しょうがい ひと ひと とも く ちばけん じょうれい 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

千葉県では、行政や事業主、団体、個人など、様々な立場の県民が力を合わせ、障害のある方に対する誤解や偏見等による不利益な取り扱いをなくすとともに、障害のある方の日々の生活や社会参加を妨げている建物や施設、制度などの障壁（バリア）を解消することにより、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために、全国で始めて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を平成19年7月1日に施行しました。

この条例の詳細な内容や具体的な相談については、下記までご連絡ください。

市原健康福祉センター（市原保健所）	受付日時：月～金曜日の9時～17時 電 話 24-2387 F A X 22-8068 メール sjourei@pref.chiba.lg.jp
-------------------	---

なお、広域専門指導員の他に、下記でもこの条例について相談できます。

身体障害者相談員	「障がい者福祉のしおり」の45ページ
----------	--------------------

ちゅうかくち いきせい かつし えん ふくし 中核地域生活支援センター「いちはら福祉ネット」

千葉県から委託されている「福祉の総合相談窓口」です。

どなたでも、24時間・365日、いつでも電話・FAX・Eメール・手紙・来所で相談することができます。（来所相談のみ、月～土の9：00～17：00）

ご連絡いただければ、自宅に伺うことも可能です。相談は全て無料です。

必要に応じて、地域の関係機関と協力して、公平・中立な立場で問題解決に向けて相談者と一緒に考えていきます。もちろん秘密は厳守します。

例えば、

○福祉サービスを利用したいけれど、どこに行けばいいのかわからない。

○市役所等の窓口には、ちょっと相談に行きづらい。

○子ども・高齢者等が虐待を受けているみたいだけど、どうすればいいのかわからない。

○近所で生活に困っている人がいる。

○障害を理由に差別を受けている。

ご相談の際は、下記までご連絡ください。

中核地域生活支援センター いちはら福祉ネット	東国分寺台3-10-15 電 話 23-5300 FAX 23-5225 ホームページ http://park22.wakwak.com/~ichihara_f.net/ メールアドレス ichihara_f.net@bh.wakwak.com
---------------------------	---

せいかつそうだんさぽーとせんたー いちはらしいたくじぎょう いちはら生活相談サポートセンター（市原市委託事業）

生活に困窮している人に対して法に基づく各種事業を用意し、包括的・継続的な支援を行うことで、自立の促進を図ります。

○自立相談支援事業 就労等自立に関する相談支援、事業利用のためのプランを作成します。

○住居確保給付金の支給 離職等により住宅を失う恐れが高い人に家賃を補助します。（期限あり）

○就労準備支援事業 就労に必要な訓練を実施します。

ご相談の際は、下記までご連絡ください。

いちはら生活相談サポートセンター	市原市東国分寺台3-10-15 電 話 0436-37-3400 FAX 0436-37-2710 ホームページ http://park10.wakwak.com/~ichihara.sapo/ メールアドレス ichihara.sapo@zb.wakwak.com
------------------	--

いちはらしきかんそうだんしえんせんたー 市原市基幹相談支援センター

障がいのある人が自立して自分らしく生きていけるように、障がいに関する悩みごと・困りごとの相談をお受けしております（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

ご相談の際は、下記までご連絡ください。

たいよう （身体障がいや難病をお持ちの方）	市原市有秋台東2-3 有秋プラザ内 電 話 0436-37-2757 FAX 0436-37-2407
ふる里学舎 （知的障がいをお持ちの方）	市原市今富1110-1 電 話 0436-36-7611 FAX 0436-36-7612
市原地域生活支援センターはばたき （精神障がいをお持ちの方）	市原市五井中央東1-15-10 電 話 0436-24-2925 FAX 0436-24-2926
市原市役所障がい者支援課	電 話 0436-23-7036 FAX 0436-22-3325

いちほらしふくしそごうそだんせんたー
市原市福祉総合相談センター

様々な福祉の相談をお受けして、適切な支援機関につなぐほか、複雑なお悩みや困りごとにも、関係機関と連携して対応します。

どこに相談したらよいか迷ったら、下記までご連絡ください。

（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

福祉総合相談センター	市原市役所第 1 庁舎 2 階 共生社会推進課内 電 話 0436-23-7252 FAX 0436-24-7135
------------	---

ちいきほうかつしえんせんたー ちくふくしそごうそだんせんたー
地域包括支援センター（地区福祉総合相談センター）

地域包括支援センターでも、様々な福祉の相談をお受けして、適切な支援機関につなぐほか、複雑なお悩みや困りごとにも、関係機関と連携して対応します。

お住まいの地区を担当するセンターにご相談ください。

名 称	所在地	TEL・FAX	担当圏域
市原市地域包括支援センター しおみ	青柳 524-1	TEL：0436-26-5151 FAX：0436-26-5171	姉崎 五井西
市原市地域包括支援センター たいよう	有秋台東 2-3 有秋プラザ	TEL：0436-63-4016 FAX：0436-63-4017	青葉台 有秋 五井南
市原市地域包括支援センター ごい	五井 5155	TEL：0436-25-5111 FAX：0436-25-5110	五井東
市原市地域包括支援センター こくぶんじ台	西国分寺台 2-15-9	TEL：0436-37-3232 FAX：0436-67-1601	国分寺台
市原市地域包括支援センター ふるさと	能満 2073-25	TEL：0436-75-2005 FAX：0436-74-3535	市原北 市原西
市原市地域包括支援センター ・たつみ	辰巳台東 5-7-6	TEL：0436-75-6633 FAX：0436-75-7733	市原東 辰巳台
市原市地域包括支援センター 市津・ちはら台	潤井戸 1362-3	TEL：0436-67-1520 FAX：0436-67-1521	市津 ちはら台
市原市地域包括支援センター ひまわり	二日市場 774-1	TEL：0436-37-7222 FAX：0436-36-7667	三和 南総北
市原市地域包括支援センター トータス	鶴舞 733-2	TEL：0436-50-6262 FAX：0436-88-2010	南総西 南総東 加茂

■担当圏域の区分

圏域名	大字
姉崎	姉崎（一部※）、姉崎東1～3丁目、姉崎西1～3丁目、椎津（一部※）、畑木、今津朝山、白塚、柏原、姉崎海岸、千種1～4丁目
青葉台	青葉台1～8丁目、姉崎（一部※）
有秋	椎津（一部※）、片又木、迎田、不入斗、豊成、立野、深城、有秋台東1～3丁目、有秋台西1～2丁目、天羽田、桜台1～4丁目、泉台1～5丁目、椎の木台1～2丁目
市原北	八幡、八幡浦1～2丁目、旭五所、東五所、西五所、五所、八幡海岸通、八幡北町1～3丁目、八幡石塚1～2丁目
市原東	山木、菊間、大厩、古市場、草刈、若宮1～7丁目、中西町、茂呂町
市原西	西野谷、市原、門前、郡本、山田橋、藤井、能満、郡本1～6丁目、門前1～2丁目、藤井1～4丁目
五井西	千種海岸、五井南海岸、青柳、松ヶ島、岩崎、玉前、出津、飯沼、五井西1～7丁目、青柳北1～4丁目、岩崎西1丁目、岩崎1～2丁目、玉前西1～3丁目、玉前緑地、出津西1丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島1～2丁目、青柳緑地、松ヶ島緑地、青柳1～3丁目、千種5～7丁目、岩崎緑地
五井南	島野、野毛、廿五里、町田、海保、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原
五井東	五井海岸、岩野見、平田、五井、五井東1～3丁目、五井中央東1～2丁目、五井中央西1～3丁目、五井金杉1～4丁目、君塚、君塚1～5丁目、白金町1～6丁目、更級1～5丁目、五井中央南1丁目
国分寺台	村上、西広、惣社、加茂、根田、北国分寺台1～5丁目、西国分寺台1～2丁目、加茂1～2丁目、根田1～4丁目、惣社1～5丁目、諏訪1～2丁目、西広1～6丁目、南国分寺台1～5丁目、東国分寺台1～5丁目、国分寺台中央1～7丁目、山田橋1～3丁目
辰巳台	辰巳台東1～5丁目、辰巳台西1～5丁目
三和	海土有木、相川、大坪、山倉、福増、松崎、磯ヶ谷、山田、二日市場、土宇、櫃狭、新堀、武士、川在、新巻、大桶、権現堂、糸久、新生、浅井小向、安須、高坂、分目、宮原、光風台1～5丁目
市津	金剛地、奈良、古都辺、東国吉、高倉、瀬又、中野、高田、押沼、番場、永吉、潤井戸、うるいど南1～7丁目、下野、久々津、喜多、滝口、大作、葉木、犬成、勝間、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉
ちはら台	ちはら台東1～9丁目、ちはら台西1～6丁目、ちはら台南1～6丁目
南総北	上原、馬立、上高根、中高根、風戸
南総西	栢橋、南岩崎、寺谷、牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩
南総東	石川、米沢、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、平蔵、米原、小草畑
加茂	高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、大戸、平野、万田野、柿木台、徳氏、田淵、田淵旧日竹、月出、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面

※「姉崎」、「椎津」はお住まいの番地により、担当の地域包括支援センターが異なります。

詳しくは「しおみ」または「たいよう」にお問い合わせください。

じゅうどしんしんしょうがいしゃにゆうよくえんご 重度心身障害者入浴援護	18～65歳未満	事前に相談
--	----------	-------

入浴設備を整えた車を自宅へ派遣し自宅に入浴、または特別養護老人ホーム等の施設へ移送し、施設で入浴していただくサービスです。

【対象者】

- ① 18歳以上65歳未満の重度心身障がい者（身体障害者手帳1、2級所持者、療育手帳A以上所持者）
- ② 介護者の方が入浴の介助を行うことが困難な状態にある方で、主治医が入浴を可能と認めた方
- ③ 介護保険法による要介護認定及び要支援認定を受けていない方

※ 申請時は所定の用紙に医師による入浴可能の診断の記載が必要となります。

なお、介護保険制度により給付サービスが受けられる場合は、介護保険による給付が優先されます。

介護保険とで共通するサービスは、介護保険が優先されます。（13ページ参照）

かみ きゅうふ 紙おむつ給付	所得条件あり	65歳未満	事前に相談
-------------------	--------	-------	-------

ねたきりでおむつを使用している身体障害者の方におむつの給付を行います。

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方で、在宅であり、おおむね3ヶ月以上ねたきりの方。失禁状態にありおむつを使用していることが条件です。
所得制限	対象者とその世帯員の市民税所得割額が16万円未満であること
給付枚数	1日4枚相当まで(尿取りパッドとの組み合わせもあります)
65歳以上の方は高齢者支援課へご相談ください。 電話23-9814	

きゅうしょく ふれあい給食サービス	65歳未満
	事前相談

在宅で調理困難で、ふれあい給食サービスが必要と認められる方に対し、定期的に栄養のバランスのとれた食事（回数制限・自己負担あり）を提供するとともに、配達時に安否確認を行います。

対象者	障がい者でひとり暮らしの方または障がい者の方のみで生活している世帯、満65歳以上の方と障がい者の方のみで生活している世帯
-----	--

※65歳以上の方は、高齢者支援課へご相談ください。（Tel23-9814）

きんきゅうつうほうそうち 緊急通報装置	問合先 市原市 高齢者支援課
	電話 23-9814

「急病」や「事故」が起こったとき、ご近所や親族との連絡を助ける緊急通報装置の利用の契約を市が指定する事業者と行った場合、月額利用料の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳１・２級を所持しており、かつ、市町村民税が非課税の者だけで常時生活している方、または身体障害者手帳１・２級を所持している市県民税が非課税の者と６５歳以上の高齢者のみで常時生活している方。
-----	--

しんたいしょうがいしゃほじょけん きゅうふ 身体障害者補助犬の給付	問合先 障がい者支援課
	TEL 0436-23-9815

身体障害者の就労等社会活動への参加を促進するため、重度視覚障害者の外出を助ける盲導犬、重度の肢体不自由者及び聴覚障がい者の生活を助ける介助犬、聴導犬を給付します。

※ 身体障害者補助犬法の施行により、公共施設等に加えて不特定かつ多数の者が利用するホテル、デパート、飲食店等でも同伴することができます。また、特別な場合を除き、入店など拒否することができなくなりました。

【種類】

- ・ 盲導犬・・・視覚障害１級の手帳を所持する方の目の代わりとなる、道路交通法で定められた犬
- ・ 介助犬・・・肢体不自由２級以上の手帳を所持する方の日常生活を補助する犬
- ・ 聴導犬・・・聴覚障害２級の手帳を所持する方の音の聞き分け、誘導などをする犬

【条件】

千葉県内在住１年以上及び補助犬の飼育、管理について適切に行うことができる満１８歳以上の在宅者で、千葉県の審査を受け、所定の訓練を受けられる方。



さいがいじ きんきゅうじ 災害時・緊急時のサポート

ひなんこうどうようしえんしゃ ひなんこうどうしえん かんするせいど 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度

1～3級
在宅の方

災害時に自力で避難することが困難な障がい者(児)等が、迅速かつ的確に避難できるよう、地域の方の協力により避難を支援する制度です。

避難行動要支援者として登録し、支援を希望される場合は、「避難行動要支援者名簿登録申請書兼情報提供等同意書」に記入し市へ申請いただきます。

なお、名簿に登録するのは地域へ情報提供することに同意いただいた方のみです。

ただし、登録によって、災害時等の支援が保証されるものではありません。また、支援者は、避難行動要支援者の避難誘導等に関してその責任を伴うものではありません。

対象者	身体障害者手帳1～3級所持者(児)で、避難することに支障のある在宅の方。
その他	施設入所者は対象外です。

※身体障害者手帳1～3級以外の方でも避難することに支障のある方は、対象になる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。

対象者	問い合わせ先	電話番号
高齢者・要介護認定者	高齢者支援課	23-9873
障がい者	障がい者支援課	23-9815
乳幼児	子ども福祉課	23-9802
妊産婦	子育てネウボラセンター	23-1215
外国人	観光・国際交流課	23-9755
上記以外の方	危機管理課	23-9823

きゅうきゅういりようじょうほう いちはら救急医療情報キットの配布	問合せ先 下表をご参照ください。
---	----------------------------

急病などの緊急時に救急隊を呼んだ場合のような、「もしも」の時の安心のために、高齢者・障がい者(児)のいる世帯に対し、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を記入できるいちはら救急医療情報キットを配布します。

配布を受けた世帯で予め救急医療情報シートを作成し、筒に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急活動時に救急隊員がいち早く患者の情報を把握し、必要に応じて受け入れ先の医療機関の選定等に役立てます。

【対象者】

次のいずれかの内、施設に入所していない方。

- 1 65 歳以上の高齢者
- 2 64 歳以下の障害者手帳所持者

※配布するキットは原則 1 世帯につき 1 本です。

既にキットを受け取られている場合は、救急医療情報シートを配布いたします。



	問い合わせ先	電話番号
65 歳以上の高齢者・事業全般について	高齢者支援課	23-9814
64 歳以下の障害者手帳所持者	障がい者支援課	23-9815

じ どう の せい ど 児 童 制 度

じどうしせつつうしょ 児童施設通所	問合先 市原市 障がい者支援課
	電話 23-9815 FAX 22-3325

給付の種類	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	理学療法や医学的管理の下で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、専門的な支援を行います。

じどうしせつにゆうしょ 児童施設入所	問合先 千葉県中央児童相談所
	電話 043-253-4101 FAX 043-253-9022

県中央児童相談所で相談をお受けします。

特別児童扶養手当（国の手当）→ 15ページ	障害児福祉手当（国の手当）→ 15ページ
市原市福祉手当（市の手当）→ 16ページ	心身障害者扶養年金→ 14ページ

しょうがいしゅべつせいど しょうかい 障害種別制度の紹介

しかくしょうがい かた せいど ◆視覚障害の方の制度

どうこうえんご
同行援護

事前に
相談

1～6級

視覚障害者が外出するにあたり、付き添いを必要とするときに派遣します。

対象者	視覚障害で1～6級の身体障害者手帳所持者
内容	移動時及びそれに伴う外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援や、排泄・食事等の介護支援を行います。
費用	利用料の1割が自己負担（ただし、所得に応じた負担上限あり）。 なお、付き添い者の交通費等の実費は利用者の負担となります。
	障害者総合支援法に基づく制度です。

てんじとしょ きゅうふ
点字図書^{きゅうふ}の給付

事前に
相談

視覚障害者が点字図書を購入する際、費用の一部が助成されます（収入に応じた自己負担があります）。ただし、事前の相談・申請等の手続きが必要になります。

こえ こうほう どう はっこう
「声の広報」等の発行

市で月1回(毎月1日)発行している「広報いちほら」を、ボランティアの協力により音声録音して、希望する視覚障がい者の方へ郵送しています。

なお、県民だより(毎月5日発行)・社会福祉協議会だより(奇数月5日発行)については、ボランティア団体が独自に音声録音して、希望する視覚障がい者や高齢者に郵送しています。

※問い合わせ先 市原市ボランティアセンター（市原市社会福祉協議会）
電話20-3100

そうだんおよ せいかつくんれんとう
相談及び生活訓練等

問合先 社会福祉法人 千葉県視覚障害者福祉協会 「視覚障害者総合支援センターちば」
電話 043-424-2501

視覚障害者、特に中途失明者に対し、家庭訪問によるカウンセリングや歩行訓練、日常生活訓練、点字・音声ワープロ訓練、その他日常生活における相談等を行い視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るものです。

- 対象者 視覚障害者 特に中途失明者
- 実施方法 社会福祉法人「視覚障害者総合支援センターちば」の専門職員が家庭訪問します。

もうふじんかていせいかつくんれん
盲婦人家庭生活訓練

問合先 千葉県視覚障害者福祉協会
電話 043-421-5199

盲婦人の方に、日常生活活動を行う上で必要とされる諸能力についての訓練指導を行い感覚または日常生活能力の向上を図るとともに、盲婦人の方の生活文化の向上に資するための事業です。

もうせいねんしゃかいせいかつきょうしつ かいさい
盲青年社会生活教室の開催

問合先 千葉県視覚障害者福祉協会
電話 043-421-5199

青年層に属する重度視覚障害者が、日常生活や就労の場において、一般健常者と円滑な社会生活を営むために必要な一般的知識の習得や体験交流の講習会を実施します。

しかくしょうがいしゃせいかつこうじょうしえんじぎょう
視覚障害者生活向上支援事業

問合先 千葉県視覚障害者福祉協会
電話 043-421-5199

更生援護相談や教養・文化講座等を開催します。

◆ 聴覚障害の方の制度

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障害者の社会参加の促進と、コミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を派遣します。要約筆記者も派遣しています。

内容	社会生活上必要な用務を行う場合（病院や官公庁への所用、公共団体による主催・共催・後援行事への参加、学校行事、就職面接など） ※ 詳細につきましてはお問い合わせください。
時間	原則として1件3時間以内
その他	費用は無料です。原則として10日前までに申請してください。 ※ 閉庁時の平日17:00～21:00、土日祝日9:00～18:00は千葉県聴覚者センターへお問い合わせください。 FAX 043-308-6400

手話通訳者の設置

聴覚障害者が市役所に来庁した際、窓口での相談等ができるように、障がい者支援課に手話通訳者がいます。筆談通訳もします。なお、他の課に用事のある場合も通訳します。市内各支所に設置された遠隔相談窓口から障がい者支援課の手話通訳者とつなぐことができますので、ご利用ください。

平日 9:00～12:00 13:00～17:00

メール110番	問合先 千葉県警察本部 通信指令課
	電話 043-201-0110 内線 3652 FAX 0120-110294

言語や聴覚に障がいのある方が、屋外などで事件や事故に遭われた時に、携帯電話を利用して110番通報する手段です。インターネットに接続できる携帯電話から、「110番通報用アドレス」(<http://chiba110.jp>)にアクセスし、必要事項を入力して送信したあと、通信司令室と文字対話形式で詳しい内容を通報できます。

<http://chiba110.jp/tr/> にアクセスすると、訓練用画面で練習できます。

FAX110番	問合先 千葉県警察本部 通信指令課
	FAX 0120-110294

言語や聴覚に障がいのある方が、家庭や屋外などで事件や事故に遭われた時に、FAXを利用して110番通報する手段です。緊急時に専用のFAX用紙に必要事項を記入し、通常のFAX送信の要領で、「0120-110294（ひゃくとうばんふくし）」

ヘダイヤルしてください。専用の用紙は、千葉県警察のホームページ下記のアドレスへアクセスし、ダウンロードをしてください。

(http://www.police.pref.chiba.jp/safe_life/110/fax.php)

FAX 119番 ばん	問合先 市原市消防局 警防救急課
	電話 0436-22-8117 FAX 0436-21-6874

言語や聴覚に障がいのある方が、家庭などで急病やケガ、火事に遭われた時に、FAXを利用して119番通報する手段です。緊急時に専用のFAX用紙に必要事項を記入し、通常のFAX送信の要領で、局番なしの「119」ヘダイヤルしてください。

専用のFAX用紙は障がい者支援課で配布しています。なお、市原市消防局のホームページからダウンロードすることも可能です。

メール 119番 ばん	問合先 市原市消防局 警防救急課
	電話 0436-22-8117 FAX 0436-21-6874

メール119番は、ちば消防共同指令センター管内（千葉市、市原市、君津地域、安房地域、夷隅地域、長生地域、山武地域、海匝地域、香取地域、印旛地域）で消防車や救急車を要請する場合、音声による119番通報が困難な方が携帯電話やパソコンのメールを使って、消防へ119番通報できるサービスです。

利用するには必ず事前に申し込みが必要となります。また、FAX119も引き続きご利用できます。

【対象者】

千葉県（ちば消防共同指令センター）管内に在住、勤務、通学されている聴覚や言語等に障がいをお持ちの方

【申し込み方法】

消防局警防救急課に置いてある所定の様式「メール119番通報（登録変更中止）申込書」に必要事項（記入例参照）を記入し、消防局警防救急課にご提出ください。ファックスでの申し込みも可能です。

申込書については、消防局ホームページからダウンロードすることも可能です。

Net 119番 ばん	問合先 市原市消防局 警防救急課
	電話 0436-22-8117 FAX 0436-21-6874

Net119番は、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等からインターネット（Web）を使って、音声によらずに119番通報できるシステムです。

利用するには必ず事前に申し込みが必要となります。申し込み後、お持ちの端末への登録作業が必要となります。また、メール119も引き続きご利用できます。

【対象者】

市原市に在住、在勤もしくは在学されている聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声

による119番が困難な方

【申し込み方法】

消防局警防救急課に置いてある所定の様式「Net119利用（登録・変更・廃止）申請書兼承諾書」に必要事項を記入し、消防局警防救急課にご提出ください。申込書については、ちば消防共同指令センターホームページからダウンロードすることも可能です。

でんわ おねがいでちょう
電話お願い手帳

NTT 東日本及び西日本で開発した、耳や言葉の不自由な方が、外出先で用件や連絡先を書いて、近くの方に協力をお願いするためのコミュニケーションツールです。

冊子版とweb版、アプリ版があります。詳しくは、NTT 東日本および西日本のホームページをご確認ください。

でんわ
電話リレーサービス

問合先 （一財）日本財団電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、電話リレーサービスセンターにいる通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」を通訳することにより、利用者のスマートフォンやタブレット端末および通話先の電話で即時双方向につなぐサービスです。申込手続きは日本財団電話リレーサービスのホームページでご確認ください。

じまくい えいそう
字幕入り映像ライブラリ

問合先 千葉聴覚障害者センター

電話 043-308-6372 FAX043-308-5562

テレビ番組等に字幕を入れたビデオ・DVDを無料で（返送にかかる郵送料は自己負担）借りることができます。種類は、ドラマ、ドキュメント、漫画、料理番組などです。

ちょうかくしょうがいしゃそうだんじぎょう
聴覚障害者相談事業

問合先 千葉聴覚障害者センター

電話 043-308-6372 FAX043-308-5562

手話、要約筆記の派遣など、情報コミュニケーション支援のほか、悩みトラブルに対する相談、相談に基づく支援、手話のできるホームヘルパー派遣も行っています。

（相談は月～金の午前9時～午後5時半、受付は土日・祝日も可能）

なんちょうじほちょうきこうにゆうひとうじょせい
難聴児補聴器購入費等助成

事前に
相談

18歳
未満

市原市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。事前の相談・申請等の手続きが必要になりますので詳細は直接お問い合わせください。また、ご利用いただくには以下のすべての条件を満たす方が対象となります。

- ・両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満

- ・指定された医師から補聴器装用の必要性の判断を受けていること
- ・対象児の世帯内に市民税所得割額の課税額が46万円以上の方がいないこと

◆おんせいきのうしょうがい かた せいど 音声機能障害の方の制度

おんせいきのうしょうがいしゃはっせいくんれん 音声機能障害者発声訓練	問合先 京葉喉友会事務局
	電話／FAX 043-293-4393

咽頭を摘出し音声機能を喪失した方に対し、発声訓練を行います。

◆ぼうこう ちよくちょうきのうしょうがい かた せいど 膀胱・直腸機能障害の方の制度

しゃかいてきおうくんれん オストメイト社会適応訓練	問合先 (社)日本オストミー協会千葉県支部
	電話 043-309-7571 (月・火・金曜日)

人工肛門・人工膀胱造設者を対象に、講習会を開催し、装具等の使用について正しい知識を身につけるための講演や生活上の基本的事項について相談に応じます。

オストメイトせんよう せっち 専用トイレの設置

市では、下記の施設にオストメイト専用トイレを設置しています。

市役所第1庁舎、市役所第2庁舎(2階)、市民会館小ホール、姉崎保健福祉センター(アネッサ)、三和保健福祉センター(サンハート)、南部保健福祉センター(なのはな館)、市民活動センター、ちはら台・千種・菊間・戸田各コミュニティセンター、青少年会館、旧県鶴舞青年の家、道の駅(あずの里)、市原鶴舞バスターミナル、市原市水と彫刻の丘、サンプラザ市原、その他にも設置しているところもあります。

だん
団

たい
体

・

こう
交

りゅう
流

かくしゅ

各種イベント

イベントの詳細、参加方法については、広報いちほらや福祉団体を通じてお知らせしています。

★ふれあい福祉フェスタ

心身障がい者の作品を展示・即売し、創作意欲を高めるとともに、市民に障がい者への理解を深めてもらいます。市主催で毎年12月頃開催されます。

★障がい者スポーツ大会

県主催の大会は毎年5月頃、市主催の大会は毎年10月頃開催されます。県主催の大会は全国大会の予選を兼ねています。

★交流ハイキング

障がい者と健常者がハイキングを通じて交流し、楽しみながら語り合い、助け合い、お互いの心のふれあいを深めてもらいます。市主催で毎年3月頃開催されます。

問合先：障がい者支援課

TEL：23-9815



しんたいしょうがいしゃそうだんいん
身体障害者相談員

身体障害者相談員は、身体障害者の各種相談に応じています。

任期は令和6年3月31日までとなっております。

(敬称略・順不同)

(令和5年4月1日時点)

氏 名	連 絡 先		相談対応分野
いちはら つねお 市原 庸男	電話	21-0084	視覚
まるやま あやの 丸山 綾野	電話	22-9396	視覚
おかもと いさむ 岡本 勇	電話	22-6411	肢体
かわな みつこ 川名 美津子	電話	36-1677	肢体
こみね けんいち 小峯 憲一	電話	88-3446	肢体
こもり のりお 小森 典夫	電話	61-0794	肢体
のなか つよし 野中 強	電話	41-0210	肢体
なかむら あきら 中村 明	電話	74-0031	肢体
いぐち ぶんじろう 井口 文二郎	電話	75-2066	肢体
あけい きさよ 明井 喜佐代	電話	95-1083	肢体
なかむら はるのぶ 中村 春信	電話	080-3099-2202	膀胱・直腸
しらやなぎ さとし 白柳 聡	FAX	75-4484	聴覚
こうの よしのぶ 河野 嘉信	電話	74-4540	心臓

いちほらししんしんしょうがいしゃふくしだんたいれんらくきょうぎかい
市原市心身障害者福祉団体連絡協議会

市原市内の「心身障がい者福祉団体」で組織されています。

福祉団体は、障がい者の福祉増進のための各種イベントや情報共有、相談等を行っています。

障がいのある人もない人も参加できます。参加される場合、下記連絡先にお問い合わせください。

団 体 名	連絡先
市原市身体障害者福祉会 会長：河野 嘉信	74-4540
市原市視覚障害者福祉会 会長：小林 英樹	090-1057-2815
市原市自閉症協会（そうの会） 代表：草野 和恵	75-1098
市原市ろうあ協会 会長：時田 始	FAX 22-8890
市原市手をつなぐ親の会 会長：柴崎 秀子	37-1441
市原市肢体不自由児者父母の会 会長：藤井 みゆき	24-6107
市原市こころの健康家族会（こすもす会） 会長：深澤 五郎	23-0178

（敬称略・順不同）

（令和5年4月1日現在）

ほか ふくしだんたい
その他、福祉団体

団 体 名	連絡先
市原市オストメイトの会 代表 中村 春信	42-4811 (080-3099-2202)

そ

の

ほか
他ろうどくほうしいん てんやくほうしいん ようせい
朗読奉仕員・点訳奉仕員の養成

問合先 市原市社会福祉協議会

電話24-0011 FAX22-3031

視覚障害者のための朗読の方法及び実技等朗読の指導や、点字図書の知識及び実技等点訳の指導を実施します。

しゅわほうしいんようせいこうざ かいさい
手話奉仕員養成講座の開催

問合先 千葉県聴覚障害者センター

電話043-308-6373 FAX043-308-6400

手話技術の取得を希望する者に対し、手話の理論と実技についての指導を実施します。

いちはらし
市原市ボランティアセンター

問合先 市原市社会福祉協議会

電話20-3100 FAX22-3031

ボランティアの登録・紹介を行っています。

あお とり むりょうはいふ
青い鳥はがきの無料配布

問合先

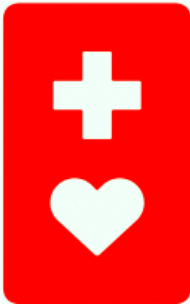
郵便局窓口

年1回、身体障害者手帳1、2級の方に対し、4月初旬から5月末日の間、申し出により、ハガキ20枚が無料で配布されます。詳しくは日本郵便のホームページ、最寄りの郵便局にお問い合わせください。

しょう しゃ かんする まーく 障がい者に関するマークについて

街で見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

名称	概要等
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 ※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。 問い合わせ先 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/ TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 問い合わせ先 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 TEL:03-3581-0141(代)
【聴覚障害者標識】 	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。 問い合わせ先 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 TEL:03-3581-0141(代)
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通マークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 問い合わせ先 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://ncwbj.or.jp/ TEL:03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。 問い合わせ先 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046

名称	概要等
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 問い合わせ先 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 問い合わせ先 公益社団法人日本オストミー協会 TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682
【ハート・プラス マーク】 	「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人」を表しています。 問い合わせ先 特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL:052-718-1581
【ヘルプマーク】 	聴覚障がいの方、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から障がいが見えなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。障がい者支援課の窓口等で無料配布しています。 問い合わせ先 障がい者支援課 TEL：0436-23-9815

市販の車いすマークのステッカーについて

「スーパーの駐車場などで障がい者用のところに停めるために車いすマークのステッカーを購入したい。」という質問をよく受けます。車いすマークのステッカーは福祉制度の品目にはありません。また、使用の基準なども特にありません。カー用品店、ホームセンター、千葉県運転免許センター内の売店などで購入しご利用ください。

※ 道路交通法上の規制を免れるものではありませんので、ご注意ください。

しない しせつ こうきょうそうだんきかん
市内の施設・公共相談機関

市内の公共施設

保健福祉センター

地域住民及びボランティア等の福祉活動の拠点を目指すとともに、各種福祉情報の提供を行い市民福祉の高揚を図っています。市内には4施設あり、それぞれ特徴ある施設となっています。

菊間保健福祉センター	電話42-3424 FAX42-3426
菊間コミュニティセンターとの複合施設。地域福祉センター、老人福祉センター及び児童館の3施設から構成され、児童から高齢者まで、さらに障害を持つ方々から健常者まで幅広く利用できます。	
姉崎保健福祉センター（アネッサ）	電話62-8601 FAX62-8606
市の西部地区における保健福祉活動の拠点。地域福祉センター、身体障害者福祉センター、老人福祉センター、児童館、デイサービス施設等から構成され、多くの住民の集い、学び、憩いの場として利用できます。	
三和保健福祉センター（サンハート）	電話37-7100 FAX37-7510
保健福祉センターと発達支援センターを併設した複合施設です。健康保持及び増進、福祉活動や支援活動の推進などの活動拠点として、利用できます。	
南部保健福祉センター（なのはな館）	電話92-1481 FAX92-1482
市の南部地区における保健福祉活動の拠点。地域ボランティアや高齢者の活動支援、障害者の社会活動の促進、子どもの心身の健やかな成長など、地域ぐるみ福祉の推進および交流のため、幅広くご利用いただけます。	

発達支援センター（サンハート内）	電話 36-6097 FAX 36-8161
三和保健福祉センター内にあり、療育相談室、療育ルーム(スマイル)及び、ことばの教室の3部門から構成され、発達の気になるお子さんとそのご家族に対して、総合的な支援をしています。	
療育相談室（サンハート内）	電話 36-6097 FAX 36-8161
お子さんの発達に関する全般的な相談と個別指導を行っています。	
療育ルーム（サンハート内）	電話 36-6097 FAX 36-8161
発達の気になるお子さんとそのご家族に対して、日常生活における基本的な動作、習慣及び集団生活への適応に関する支援をしています。	
ことばの教室（サンハート内）	電話 36-6097 FAX 36-8161
お子さんのことばの発達等に関する相談と個別指導を行っています。	

その他の関連施設（市内外）

中央障害者相談センター	電話 043-291-6872	FAX 043-291-8488
心身に障害のある方を対象に、医学的・心理学的・職能的等総合的な立場からの更生相談・指導を行います。施設入所・職親委託・補装具等・各種援護に判定を実施します。		
中央児童相談所	電話 043-253-4101	FAX 043-253-9022
児童に関する相談に応じます。		
千葉障害者職業センター	電話 043-204-2080	FAX 043-204-2083
身体の不自由な方、知的障害者の方、その他様々な障害のある方の就職のための相談、職業的能力の評価、事業所に対する障がい者の受け入れ指導などを行っています。		
ハローワーク千葉	電話 043-242-1181	FAX 043-204-6188
ハローワーク千葉南	電話 043-300-8609	FAX 043-300-8622
心身に障害のある方の就職全般について相談・指導を行っています。		
市原ワークプラザ（旧Y.O.Uホール内）	電話 23-6941	FAX 23-1986
パートや一般就労全般について各種相談を行っています。		

し し せ つ り よ う り ょ う き ん げ ん め ん
市施設利用料 金 減 免

障害者手帳を所持している方は下記の市施設利用料金が免除または減額になります。

◆免除になる施設

施設名	電話	F A X	対象料金	手続き方法
憩の家	36-2619		入館料	手帳提示
サンプラザ市原	24-1151	24-4555	3 階 ジム 4 階プール 駐車場料金	手帳提示 事前申請
市原湖畔美術館	98-1525	98-1521	観覧料	手帳提示
オリジナルメーカー海づり公園	21-0419	24-3993	入場料	
ゼットエー武道場	41-9825	41-9828	個人利用料 施設使用料	手帳提示 事前申請
市原スポレクパーク	41-3115	41-3115	施設使用料	手帳提示
八幡公民館	41-1984	43-7457	施設使用料	手帳提示 事前申請
姉崎公民館	61-0124	61-0971		
有秋公民館	66-0121	66-0179		
市津公民館	74-5516	74-2110		
南総公民館	92-0039	92-0600		
鶴舞公民館	88-2002	—		
加茂公民館	98-0033	98-0043		
白鳥公民館	96-0279	—		
五井公民館	22-2121	22-2122		
辰巳公民館	74-8521	74-8543		
国分寺公民館	24-1600	24-1601		
三和コミュニティセンター	36-4922	36-4972	施設使用料	手帳提示 事前申請
菊間コミュニティセンター	42-3424	42-3426		
ちはら台コミュニティセンター	50-2312	52-5859		
千種コミュニティセンター	26-1515	26-0505		
戸田コミュニティセンター	95-6622	95-6623		
老人福祉センター	22-8199	—	浴室使用料	手帳掲示

市原緑地運動公園	公園管理所 21-4441	—	個人利用料 使用料	手帳提示 事前申請
玉前公園				
養老川臨海公園				
姉崎公園	姉崎公園管理所 60-3081 姉崎公園プール 61-1828	— —	個人利用料 使用料	手帳揭示 事前申請
八幡運動公園	八幡公園管理所	—	個人利用料 使用料	手帳揭示 事前申請
八幡公園	41-7823			
ちはら台公園	ちはら台公園管理	—	使用料	事前申請
御影台公園	所			
堂坂公園	76-7300			
南総運動広場	市原市役所 公園緑地課 23-9842	24-8528	使用料	事前申請
姉崎運動広場				
三和運動広場				
市津運動広場				
加茂運動広場				
姉崎駅自転車駐車場	姉崎駅 自転車駐車場 61-7240	—	使用料(定期)	手帳提示 事前申請
姉崎藤根自転車駐車場				
姉崎駅西口自転車駐車場				
五井梨の木自転車駐車場	五井駅西口第1 自転車駐車場 22-1788			
五井駅西口第1自転車駐車場				
五井駅西口第2自転車駐車場				
五井駅自転車駐車場				
五井京増自転車駐車場	五井駅東口 自転車駐車場			

五井駅東口自転車駐車場	24-8480			
八幡仲町自転車駐車場	八幡南町 自転車駐車場 42-6064			
八幡南町自転車駐車場				
八幡宿駅東口第1自転車駐車場				
八幡宿駅東口第2自転車駐車場				
八幡宿駅東口第3自転車駐車場				
ちはら台駅自転車駐車場	75-8501			
菊間保健福祉センター	42-3424	42-3426	使用料	事前申請
姉崎保健福祉センター	62-8601	62-8606		
三和保健福祉センター	37-7100	37-7510		
南部保健福祉センター	92-1481	92-1482		

その他、県営・民営の施設等においても料金が減免される場合がありますので、それぞれの窓口におたずねください。

おも かんこうちょうとう れんらくさき
主な官公庁等の連絡先

施設・組織名	電話	FAX
市原市役所	22-1111	
http://www.city.ichihara.chiba.jp/		
障がい者支援課	23-9815	22-3325
基幹相談支援センター	23-7036	
子ども福祉課	23-9802	24-2365
高齢者支援課（高齢者福祉関連）	23-9814	24-7135
（介護保険関連）	23-9873	
菊間保健福祉センター	42-3424	42-3426
姉崎保健福祉センター（アネッサ）	62-8601	62-8606
三和保健福祉センター（サンハート）	37-7100	37-7510
南部保健福祉センター（なのはな館）	92-1481	
発達支援センター（サンハート内） （療育相談室・療育ルーム・ことばの教室）	36-6097	36-8161
保健センター	23-1187	23-1295
急病センター（テレホンガイド）	22-0101	
消防局（緊急FAX）		119
消防局 警防救急課	22-8117	21-6874

国・県関係機関(市内)

千葉県税務事務所	22-2171	22-2178
市原警察署	41-0110	41-0110
千葉県市原健康福祉センター（市原保健所）	21-6391	22-8068
http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-ichihara/		
千葉県立市原特別支援学校	43-7621	42-3718
市原ワークプラザ	23-6941	23-1986

国・県関係機関(市外)

千葉県庁		
http://www.pref.chiba.jp/		
障害者福祉推進課	043-223-2338	043-221-3977
障害福祉事業課	043-223-3981	043-222-4133
年金相談ダイヤル	0570-05-1165	
木更津年金事務所	0438-23-7616	0438-22-5711
千葉年金事務所	043-242-6320	
千葉南税務署	043-261-5571	
ハローワーク千葉	043-242-1181	043-204-6188
ハローワーク千葉南	043-300-8609	043-300-8622
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	043-253-9022
千葉県中央障害者相談センター	043-291-6872	043-291-8488
千葉県警察本部 通信司令室	(緊急FAX)0120-110294)	
千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所	050-5540-2025 (テレホンサービス)	0438-63-5527
軽自動車検査協会 千葉事務所袖ヶ浦支所	0438-63-2844	0438-63-1891

その他関係機関（市内）

社会福祉協議会	24-0011	22-3031
---------	---------	---------

その他関係機関（市外）

NHK千葉放送局	043-203-0700	043-203-0763
千葉県身体障害者福祉協会	043-245-1746	043-245-1578
http://homepage3.nifty.com/chibashinsyoukyou/		
千葉県聴覚障害者協会	043-308-6372	043-308-5562
http://www.deaf.or.jp/cdf/		
千葉県肢体不自由児協会	043-245-1732	043-245-1742
http://www.chiba-sikyou.com/		
千葉県視覚障害者福祉協会	043-421-5199	043-421-5179
http://tisikyo.sakura.ne.jp/		
視覚障害者総合支援センターちば	043-424-2501	043-424-2486

